

## 東京都震災復興検討委員会設置要綱

平成 9年 7月 7日  
改正 平成 9年 8月 1日  
改正 平成 9年 12月 12日  
改正 平成 10年 9月 1日  
改正 平成 14年 6月 24日  
改正 平成 14年 7月 29日  
改正 平成 15年 3月 19日  
改正 平成 15年 5月 19日  
改正 平成 16年 1月 7日  
改正 平成 16年 5月 17日  
改正 平成 16年 10月 20日  
改正 平成 17年 4月 14日  
改正 平成 17年 6月 1日  
改正 平成 17年 8月 22日  
改正 平成 18年 4月 19日  
改正 平成 18年 8月 8日  
改正 平成 19年 8月 3日  
改正 平成 21年 1月 21日  
改正 平成 21年 6月 1日  
改正 平成 26年 11月 12日  
改正 平成 27年 7月 7日  
改正 平成 27年 10月 27日  
改正 平成 30年 4月 1日

(設置目的)

第1 震災復興に関して調査を行い、東京都震災復興マニュアル（以下「マニュアル」という。）を策定し、その充実を図るとともに、マニュアルに関連する事項を検討するため、東京都震災復興検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は次の事項を検討する。

- (1) 震災復興に関する総括的事項
- (2) 都市の復興に関する事項
- (3) 住宅の復興に関する事項
- (4) 暮らしの復興に関する事項
- (5) 産業の復興に関する事項
- (6) その他マニュアルに関連する事項

2 委員会は、検討に当たって、別に定める東京都震災復興検討会議（構成員一震災復興に関し知見を有する学識経験者等）の意見及び助言を聞くものとする。

(構成)

第3 委員会は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長は震災復興を担当する副知事とし、副委員長は総務局長及び都市整備局長をもって充てる。

3 委員長は、必要があると認める時は、別表1に掲げる職にある者以外の者に委員会への出席を求めることができる。

4 委員会に、震災復興に関する重要事項について調査・検討を行うため、小委員会を置くことができる。小委員会に関する事項は別に定める。

(委員長、副委員長)

第4 委員長は、委員会を招集し、会議を主宰する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故がある場合は、その職務を代理する。

(幹事会)

第5 委員会での検討事項を整理するため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。

3 幹事長は危機管理監とし、副幹事長は総務局防災対策担当部長、都市整備局市街地整備部長及び政策企画局総務部長とする。

4 幹事会は、幹事長又はその委任を受けた副幹事長が招集し、主宰する。

5 幹事長又はその委任を受けた副幹事長は、必要があると認める時は、別表2に掲げる職にある者以外の者に幹事会への出席を求めることができる。

(部会)

第6 第2の(1)から(5)までに掲げる各検討事項を整理するため、幹事会に次の作業部会を置く。

(1) 総括部会

(2) 都市復興部会

(3) 住宅復興部会

(4) 福祉保健復興部会

(5) 産業復興部会

2 前項の作業部会は、それぞれ別表3に掲げる職にある者をもって構成する。

3 幹事会は、第1項の作業部会のほか、必要に応じて、各分野にまたがる事項について検討を進めるための特別部会を置くことができる。

4 第1項の作業部会及び前項の特別部会(以下「部会」という。)に部会長及び副部会長を置く。

5 部会は、部会長又は部会長の委任を受けた副部会長が招集し、主宰する。

6 部会長又はその委任を受けた副部会長は、必要があると認める時は、別表3に掲げる職にある者以外の者に部会への出席を求めることができる。

7 部会長は、必要に応じて、部会内に、分科会を置くことができる。分科会に関する事

項は、部会長が定める。

(任期)

第7 委員会、幹事会及び部会の構成員のうち、区及び市の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第8 委員会及び幹事会の庶務は、総務局及び都市整備局において処理する。

2 各部会の庶務は、部会長が所属する部局において処理する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 8 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 8 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 1 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 11 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表1 東京都震災復興検討委員会構成員

委員長	東京都副知事
副委員長	総務局長
副委員長	都市整備局長
委員	政策企画局長
委員	財務局長
委員	主税局長
委員	生活文化局長
委員	環境局長
委員	福祉保健局長
委員	病院経営本部長
委員	産業労働局長
委員	建設局長
委員	港湾局長
委員	教育長
委員	消防総監
委員	危機管理監
委員	区長会代表（区長会が推薦した者）
委員	市長会代表（市長会が推薦した者）

## 別表2 幹事会構成員

幹事長	危機管理監
副幹事長	総務局防災対策担当部長
副幹事長	都市整備局市街地整備部長
副幹事長	政策企画局総務部長
幹事	総務局総合防災部長
幹事	総務局総合防災部情報統括担当課長
幹事	生活文化局総務部長
幹事	生活文化局総務部企画担当課長
幹事	都市整備局住宅政策担当部長
幹事	都市整備局住宅政策推進部企画担当課長
幹事	都市整備局市街地整備部企画課長
幹事	福祉保健局総務部長
幹事	福祉保健局総務部総務課長
幹事	産業労働局産業企画担当部長
幹事	産業労働局総務部企画担当課長
幹事	建設局企画担当部長
幹事	建設局総務部計画担当課長
幹事	区長が委員である区の担当部長
幹事	市長が委員である市の担当部長

### 別表3 各部会及びその構成員

#### 1 総括部会構成員

部会長	総務局防災対策担当部長
副部会長	総務局総合防災部情報統括担当課長
委員	政策企画局計画部計画課長
委員	総務局総合防災部防災計画課長
委員	財務局主計部財政課長
委員	財務局財産運用部総合調整課長
委員	主税局資産税部計画課長
委員	生活文化局総務部企画担当課長
委員	都市整備局市街地整備部企画課長
委員	環境局資源循環推進部計画課長
委員	教育庁総務部調整担当課長
委員	東京消防庁防災部震災対策課長
委員	区長が委員である区の担当課長
委員	市長が委員である市の担当課長

#### 2 都市復興部会構成員

部会長	都市整備局市街地整備部長
副部会長	都市整備局市街地整備部企画課長
委員	政策企画局計画部計画担当課長（都市）
委員	総務局総合防災部情報統括担当課長
委員	財務局主計部財政担当課長
委員	都市整備局住宅政策推進部企画担当課長
委員	都市整備局市街地建築部建築企画課長
委員	産業労働局商工部地域産業振興課長
委員	建設局総務部計画担当課長
委員	東京消防庁防災部震災対策課長
委員	区長が委員である区の担当課長
委員	市長が委員である市の担当課長

### 3 住宅復興部会構成員

部会長	都市整備局住宅政策担当部長
副部会長	都市整備局住宅政策推進部企画担当課長
委員	政策企画局計画部計画担当課長（都市）
委員	総務局総合防災部情報統括担当課長
委員	財務局建築保全部技術管理課長
委員	都市整備局市街地整備部企画課長
委員	区長が委員である区の担当課長
委員	市長が委員である市の担当課長

### 4 福祉保健復興部会構成員

部会長	福祉保健局総務部長
副部会長	福祉保健局総務部総務課長
委員	政策企画局計画部計画担当課長（生活）
委員	総務局総合防災部情報統括担当課長
委員	福祉保健局指導監査部指導調整課長
委員	福祉保健局医療政策部医療政策課長
委員	福祉保健局保健政策部保健政策課長
委員	福祉保健局生活福祉部計画課長
委員	福祉保健局高齢社会対策部計画課長
委員	福祉保健局少子社会対策部計画課長
委員	福祉保健局障害者施策推進部計画課長
委員	福祉保健局健康安全部健康安全課長
委員	区長が委員である区の担当課長
委員	市長が委員である市の担当課長

### 5 産業復興部会構成員

部会長	産業労働局産業企画担当部長
副部会長	産業労働局総務部企画担当課長
委員	政策企画局計画部計画担当課長（産業）
委員	総務局総合防災部情報統括担当課長
委員	主税局税制部税制改正担当課長
委員	港湾局総務部企画担当課長
委員	区長が委員である区の担当課長
委員	市長が委員である市の担当課長